

社団法人和歌山県自動車整備振興会（『和・整・振』と称する）

和歌山支部定款

第1章 総則

- 第1条 本会は、『和・整・振』和歌山支部と称する
- 第2条 本会は下記の事業を営むを目的とする
- 1 地域内に於いて『和・整・振』の事業を推進するほか各ブロック会の要望事項の達成に努力し、会員の企業の体質改善と近代化に資すると共に相互の親睦を図る事
- 第3条 本会の地域は和歌山市、海南市、海草郡とし、地域を地理的条件、会員数等により各ブロックを編成する
- 第4条 本会の主たる事務所を和歌山市に置く
- 第5条 本定款に定めなき事項は『和・整・振』の定款その他商慣習によ。事業執行の重要事項はこれを幹事会で、その他の事項は常任幹事会で定める

第2章 会 員

- 第6条 本会は地域内における『和・整・振』の会員を以って組織する
- 第7条 地域内における『和・整・振』の会員は自動的に本会会員となる
- 第8条 会員は総会に於いて別に定めるところにより入会金及び会費を納めなければならない
- 2 既納の入会金及び会費は返還しないものとする
- 第9条 本会会員は次の事由により脱退する
- 1 第6条の資格を失った時
 - 2 本会の解散
- 会員脱退または除名の時は第2項を除く外本会財産の共有権は認めない
- 第10条 会員は下記事由により除名する
- 1 『和・整・振』より除名されたとき

第3章 事 業

- 第11条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う
- 1 緒申請、諸届出用紙等の領布
 - 2 車両検査における車検申請書の受付及び整理に協力する
 - 3 新規申請に基づく認証工場、認定または指定工場の実態調査
 - 4 毎年度施行する整備工場の実態監査に協力する
 - 5 支部会員の本部会費及びその他の集金
 - 6 本部送付の諸書類の配付
 - 7 独立採算による経理処理
 - 8 地区業者の説明会、研修会、懇談会、協議会等の開催あるいは場所斡旋または会員への連絡
 - 9 整備管理者検査主任者等の選任若しくは解任手続き指導

- 1 0 整備士技能検定試験に対する協力
- 1 1 その他自動車整備及び経営に関する一切の相談事項
- 1 2 各ブロックに対する指導、協力、連絡
- 1 3 その他総会、常任幹事会及び幹事会で議決した事項

第4章 役員

第12条 本会に次の役員を置く

- (1) 支部長 1名
- 副支部長 3名以内
- 幹事 37名以内
- (支部長・副支部長を含む)
- 内
 - 常任幹事 8名以上
 - 事務幹事 1名
- (2) 監査 2名または3名

第13条 役員は次の事項により選出する

- 1 各ブロックにて選出したブロック長を当支部の幹事とし、和歌山地区自動車整備協同組合の専務理事を事務局長として、事務幹事とする
- 2 第13条第1項の幹事を除く残りの幹事及び監査は総会において選出する
- 3 支部長1名、副支部長3名以内、常任幹事8名以上は幹事の互選による
- 4 ブロック長が支部長、副支部長に選任された場合、そのブロック内の幹事のうちから新たにブロック長を選任することができる

第14条 ブロック長は副ブロック長2名以上をそのブロックより推薦し幹事会の承認を得るものとする

- 2 副ブロック長はブロック長の代理として出席した場合は幹事としての議決権を有するものとする

第15条 役員任期は就任後2ケ年目の通常総会の終結時までとする。ただし、再選を妨げない

- 2 役員(ブロック長を除く)に欠員を生じた場合は幹事会に於いて選出する
- 3 補充された役員任期は前任者の残存期間とする。但し、業務運営に支障ないときは補充しないこともできる
- 4 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは引き続き職務を行うものとする

第16条 役員解任

役員が次の各号の一に該当するときは、総会に於いてその役員を解任することができる

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる時
- 2 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められる時

- 第17条 支部長は本会を代表し、会務を総理する
副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは之を代理する
常任幹事は常に支部運営に参加し重要な事項は幹事会に附託する
幹事は幹事会により本会の運営に参加し、総会の議案作成、附託事項の審議をする
- 第18条 本会の業務を処理するため事務局を置く
事務局及び事業執行に関する細則は常任幹事会で之を定める
- 第19条 役員は常勤役員を除きすべて無報酬とする

第5章 会 議

- 第20条 会議は通常総会、臨時総会、常任幹事会、幹事会、ブロック会とする
通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に之を開催する
臨時総会は支部長又は過半数の幹事若しくは監査が必要ありと認めたとき
常任幹事会及び幹事会は支部長必要と認めたとき、ブロック会はブロック長必要と認めたとき之を開催する
- 第21条 会員は会議に於いて各壹個の議決権を有する
- 第22条 総会、常任幹事会及び幹事会の議長には支部長、ブロック会の議長にはブロック長、監査の招集した総会の議長には監査の互選によりその1人が之に当たる
- 第23条 次の事項は総会の議決を経るものとする
- 1 定款の変更
 - 2 役員を選任及び承認
 - 3 役員解任
 - 4 入会金、会費の額及び徴収方法
 - 5 収支予算の議決及び決算の承認
 - 6 本会の解散又は合併
- 第24条 支部長は毎年通常総会に本会の事業の状況を報告し収支決算の承認を求め当年度予算案を提出することを要す
- 第25条 会議を招集するには少なくとも5日前までに会議の目的たる事項、日時、場所を示した招集の通知状を発送することとする。但し、緊急を要するときは、前日迄に電話その他を以って招集することができる
- 第26条 総会の議決は、会員総数の半数以上出席しその議決権数の半数以上の賛成を以って決する
- 第27条 会員は代理人を以って議決権を行うことができる
- 第28条 会議の議事録は議長之を作成し次の事項を記載し出席会員2名以上記名捺印することを要す
- 1 開催の日時、場所
 - 2 会員の総数及び出席者数及びその議決権数
 - 3 議事の要領
 - 4 議決した事項

第6章 会 計

第29条 本会の会計は次の収入により経理するものとする

- 1 支部会費
- 2 能率会費
- 3 その他の収入

第30条 本会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月末日に終わる

第7章 解散、合併、清算

第31条 本会は次の事由により解散する

- 1 総会の決議
- 2 『和・整・振』の解散
- 3 支部の合併

第32条 本会解散した時は合併の場合を除く外支部長清算人となる

第33条 清算人は本会を代表し清算に必要な一切の行為をなす権限を有す

記

平成 3年 5月17日 一部（第8条、第16条、第23条）改正

平成 8年 5月21日 一部（第15条）改正

平成15年 5月16日 一部（第12条、第12条（2）、第13条（2）、第13条（3）、第13条（4）、第20条、第22条）改正

平成25年 5月21日 一部（第13条（1））改正